

二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の運営、会議及び傍聴に関し、必要な事項を定める。

(会議を非公開とする場合)

第2条 次の各号に定める事項を審査する場合には、二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例（平成25年二宮町条例第9号。以下「条例」という。）第6条第5項に定めるところにより、非公開とすることができる。

- (1) 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある事項。
- (2) 法人等に関する情報であつて、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある事項。
- (3) 予算の執行や契約の手続きに関する情報であつて、公開すると事務の公正かつ円滑な執行を困難にするおそれがある事項。
- (4) その他委員長が必要と認める事項。

(委員会開催の周知)

第3条 委員会の会議の開催については、開催の日の1週間前までに公表することとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

(会議の傍聴)

第4条 二宮町廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例施行規則（平成25年二宮町規則第29号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により委員会の会議を傍聴しようとするものは、委員長に申込みをしなければならない。

- 2 傍聴の申込み受付は、委員会の会議当日に会場で申込みをするものとし、傍聴希望者が規則第4条第1項で定める人数を超えた場合は、先着順とする。
- 3 次の各号に定める者は、傍聴席に入場することができない。
 - (1) 規則第4条第1項の規定による委員長の許可を得た傍聴人以外の者
 - (2) 委員会の審査を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者
- 4 傍聴人は、委員会の会議の会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、事前に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 5 委員長は、委員会の会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、又

は庶務担当課職員に指示させることができる。

6 委員長は、傍聴人が前項の指示に従わないときは、規則第4条第3項の規定に基づき、当該傍聴人を退場させることができる。

(会議記録等の公開方法)

第5条 規則第5条第1項で定める委員会の会議記録の公開及び同条第3項で定める委員会の会議資料の公開は、町ホームページに掲載する方法により行う。

2 規則第5条第3項で定める委員会の会議資料を公開することが不相当とする場合とは、当該会議資料が第2条各号で規定する内容に該当する場合とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の会議の運営等に関し、必要な事項は、委員会の会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。